

第201400012205号

平成26年4月 日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 田口 勝蔵 様

鳥取県農林水産部

水産振興局長 三木 教立

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

このことについて、ばいかご網漁業の方針の一部を改正したいので、貴委員
会の意見を求めます。

担 当：水産課漁業調整担当
森田

電 話：0857-26-7339

ファクシミリ：0857-26-8131

ばいご網漁業許可取扱方針の改正案について

1 経緯等

平成25年12月県議会の一般質問で、以下のやりとりがあった。

質問要旨	鳥取・兵庫県境沖にある兵庫設置のズワイガニ増殖場内への漁具設置について、取締船はやぶさが漁具撤去の指導を行った。取締船と漁業者とのやり取りの中で、県境のラインやズワイガニ増殖場の位置について問題が浮上したが、所感を伺う。
答弁要旨	今後、聞き間違いや情報の連絡漏れ等による問題が起きないように、県境ラインや増殖場の位置を許可証に直接書き込むなどの措置を行っていきたい。

2 対応方針

許可取扱方針を改正し、次漁期の開始（6月）までに操業ライン及びズワイガニ増殖場の数値を許可証に書き込めるようにする。

3 取扱方針の改正について、

取扱方針の「操業区域」の項を改正し、鳥取・兵庫県境付近の操業ラインとズワイガニ増殖場の位置（緯度経度）を具体的に明示する。

①操業ラインの明示

「操業区域」の項に下線部を追加し、操業ラインを明示する。

「東経134°22.2分（世界測地系）以西の鳥取県沖合（ズワイガニ増殖場（位置は別に定める。）内を除く。）」

②ズワイガニ増殖場の位置の明示

「ばいご網漁業の操業区域から除かれるズワイガニ増殖場の位置について」を定め、操業区域外となるズワイガニ増殖場を明示する。

4 関係漁業者等への説明

許可取扱方針の一部改正について理解を得るため、3月中旬～4月中旬にかけて、ばいご網許可受有者及び沖合底びき網漁業者（鳥取県沖合底曳網漁業協会）に一部改正の経緯、趣旨、改正内容について説明を行った。

(案)
(位置は別に定める。)

【取扱方針の改正イメージ】

ウ ばいご網	使用船舶	20トン未満
	操業区域	鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)
	操業期間	6月1日から8月31日まで
	制限又は条件	(1)えっちゅうばい、つばい、えぞぼらもどき(以下「ばい類」という。)以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外液側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹繩の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)操業期間終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他	【許可の有効期間】1年間

(案)
東経134度22.2分
(世界測地系)以西の